

議会第2号

猫問題の根本的解決策「さくら猫活動」支援に関する意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月19日

提出者 塩尻市議会社会文教常任委員会
委員長 山崎油美子

猫問題の根本的解決策「さくら猫活動」支援に関する意見書

昨今、地域猫及び野良猫による糞尿被害や畑の苗の掘り返しなど、住民生活や環境衛生に深刻な影響を与えている。また、温暖化の影響により、ほぼ一年を通して猫が繁殖し続けている現状であり、これまで行われた「エサやり中止」の呼びかけは、全国的な事例からも問題の解決には繋がっていないことが証明されている。

このことから、新たに取り組まれている「さくら猫活動（TNR活動）」は、野良猫に不妊手術を施し、元の場所に戻すことで問題の根本的な解決を図っており、全国的に最も有効かつ持続可能な方法として証明され、本市でも大きな成果を上げ始めている。

また、本市でも不妊去勢手術に対する一部助成が行われているが、助成対象頭数や助成額が不十分であり、市民やボランティアにとって経済的及び精神的負担が大きい状況である。

そこで、地域住民と行政が協働し、地域猫及び野良猫問題の解決と、命と環境が調和するまちづくりの推進に向けて、次の事項について強く要望する。

- 1 野良猫の不妊去勢手術及びその活動への支援を拡充すると共に、県や国による補助金制度の創設をすること。
- 2 地域におけるさくら猫活動の推進と理解促進を図ること。
- 3 地域猫活動における協働体制を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

塩 尻 市 議 会